

## 登録検査機関における不正行為（農薬類水質検査）について

### 1. 不正行為事案の経緯・概要

農薬分析を委託していた香川県水道局より、平成 18 年度及び 19 年度業務に関して、委託先の登録検査機関が過去のデータの流用等の不正行為が行われていた事が県を經由して厚生労働省に報告された。香川県多度津町からの委託業務（平成 18 年度業務）においても不正行為が行われていたことが判明した。

水道課では、事実関係を確認し、その原因を明確にするため、当該検査機関の来課を求め、不正行為の内容等について報告を受けた。

香川県水道局では、検査機関の行為を悪質と判断し、平成 19 年 11 月 16 日、同社に対する 12 ケ月間の指名停止措置を行い公表した。

本件については、水道法に基づく水質基準項目以外の検査であるが、当該水質検査機関における水質検査及び信頼性確保体制の不備等に起因するものであり登録水質検査制度に対する信頼性を損ねかねない問題であることから、厚生労働省水道課は、不正行為を行った登録検査機関に対して調査を行うとともに必要な指導を行った。

### 2. 不正行為の内容

当該検査機関は、以下に示す不正行為を行った。

- ・ 過去の分析データの流用
- ・ 検量線の不正作成
- ・ 過去に作成した検量線の流用
- ・ 汚染のあるブランクデータの使用
- ・ 過去のブランクデータの流用

水質検査部門、信頼性確保部門ともに、これらの不正行為をチェックできる体制ではなかったと考えられ、水質基準項目の水質検査を含め、水質検査部門管理者が水質検査結果報告書の承認を行っていないこと等が確認された。

### 3. 水道課の対応

不正行為のあった登録検査機関に対し実効性のある再発防止策を講じるよう、平成 19 年 11 月 15 日付けで厚生労働省水道課長名の文書による改善指導を行うとともに、他の登録検査機関に対しては一層の法令遵守及び適正な検査の徹底に努めるよう指示し、水道事業者等へも本件に関する情報提供を行うこととした。

具体的な対応は以下のとおり。

- (1) 不正行為のあった登録検査機関に対する対応

水道課長名の文書により、以下の点につき措置を求めるとともに、期限を切って報告を求めた。

- ①水質検査において不正が生じた原因分析を行った上で、再発防止策の実施
- ②今回判明した 2 件の委託調査以外の不正事案に関する再調査

(2) 他の登録検査機関に対する指導

不正行為事案があった旨情報提供するとともに、今後とも一層の法令遵守と適正な検査の徹底を図るよう指示した。

(3) 水道事業者等に対する情報提供

本件は登録水質検査制度の信頼性に重大な影響を及ぼすおそれのある問題であることを踏まえ、以下のとおり情報提供を行った。

- ① 不正行為のあった登録検査機関の検査区域の水道事業者等に対し、委託業務において不正行為が行われ、香川県水道局より指名停止処分を受けたことについて情報提供するとともに、水質検査を外部委託している場合には、検査結果について再確認を行うよう指示した。
- ② 国の水道事業者等に対し不正行為事案があった旨情報提供し、注意喚起を図るとともに、同様の事案があった場合は、早急に報告するよう指示した。
- ③水道課ホームページにおいて、水質検査委託業務において不正行為が行われ、香川県水道局より指名停止処分を受けたこと及び不正行為を行った機関に対し改善指導を行っている旨公表した。